

-障がい者雇用促進パンフレット- はじめての障がい者雇用

宇都宮商工会議所 環境・福祉委員会

令和元(2019)年度10月24日(木)現在

目次

I	障がい者雇用に取り組みましょう！	P 3
II	障がいの種類	P 4
III	支援機関を活用しましょう	P 8
IV	障がい者雇用のプロセス	P 12
V	障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度	P 15
VI	助成金について	P 17
VII	税制優遇制度	P 33

I 障がい者雇用に取り組みましょう！

● 県内の障がい者である就職希望者は増加しています！

- ・ハローワークを通じた障がい者の就職件数が10年連続増加(伸び率は全国5位)
平成20年度 712件 ⇒ 平成30年度 1,803件 10年で+153.2%増 (対H29年度比10.3%増)
- ・新規求職申込者数も増加傾向
平成20年度 1,590件 ⇒ 平成30年度 3,363件 10年で+111.5%増 (対H29年度比2.5%増)
- ・特に精神障がい者の就職件数の伸びが顕著
平成20年度 154件 ⇒ 平成30年度 816件 10年で+429.9%増 (対H29年度比14.1%増)

● 企業のメリット

- ・企業の社会的責任(CSR)、法令順守や法定雇用率達成(コンプライアンス)のため
 - ・ダイバーシティ(多様な人材活用)
 - ・生産性の向上・従業員の心を育む
- 障がい者を受け入れるにあたり、業務や作業手順・環境整備の工夫が必要になりますが、この取り組みは、人的資源が流動的な現代社会において、障がい者の方だけにとどまらず、一緒に働く従業員も含めた環境や業務の見直しの一助となります。

● 共生社会実現のため

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に個性と人格を尊重し、希望や能力に応じて誰もが社会参加のできる「共生社会」の実現のため、我々民間企業は、職業を通じて社会参加の機会を提供することができる。

Ⅱ 障がいの種類

- 身体障がい
- 知的障がい
- 精神障がい
- その他の障がい
 - 発達障がい
 - 高次脳機能障がい
 - 難病等による障がい

- 身体障がい者手帳(1～6級)
- 療育手帳(A1、A2、B1、B2)
- 精神保健福祉手帳(1～3級)



宇都宮市における障がい者手帳所持者は平成31年3月31日現在で23,326人です(身体15,157人、療育4,223人、精神3,946人)。

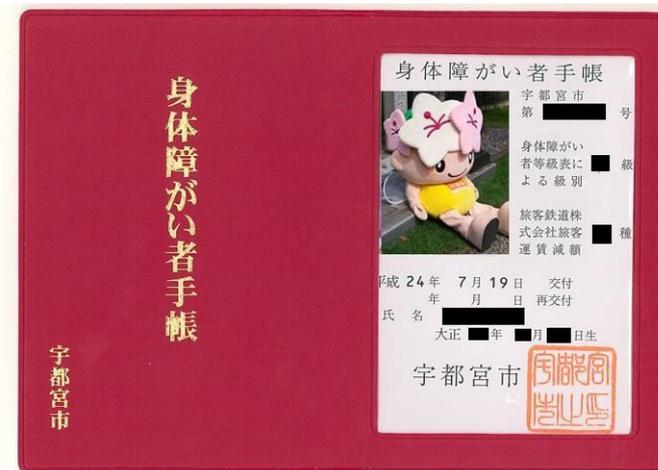
また、障がい者手帳所持者が本市人口に占める割合は4.5%となっており、これらの数字は年々増加傾向であります。

なお、平成28年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者393万7千人、知的障がい者74万1千人、精神障がい者392万4千人で、国民のおよそ6.7%となっています。

Ⅱ 障がいの種類

1 身体障がい

- 視覚障がい
- 聴覚及び平衡機能の障がい
- 音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい
- 肢体不自由
- 内臓機能などの疾患による内部障がい
 - ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能障がい
 - ・ぼうこう又は直腸の機能障がい
 - ・小腸機能の障がい
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
 - ・肝臓機能障がい
- 身体障がい者手帳(1～6級)
 - ・交付は宇都宮市長(中核市市長)



問合せ 宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課
福祉サービスグループ(市役所1階B-1番窓口)
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 ☎028-632-2361

Ⅱ 障がいの種類

2 知的障がい

知的機能の障がいが、発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障があるために援助を必要とする状態のこと。

※知的指数(IQ: Intelligence Quotient)が概ね70以下

- ・一定の成果へのこだわりが強い
- ・感情の起伏がある
- ・考えを論理的に組み立てることが不得手
- ・日常経験しない突発的な事象には対象が困難

●「療育手帳」

A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)

問合せ 宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課
相談支援グループ(市役所1階B-2番窓口)
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5

☎028-632-2366

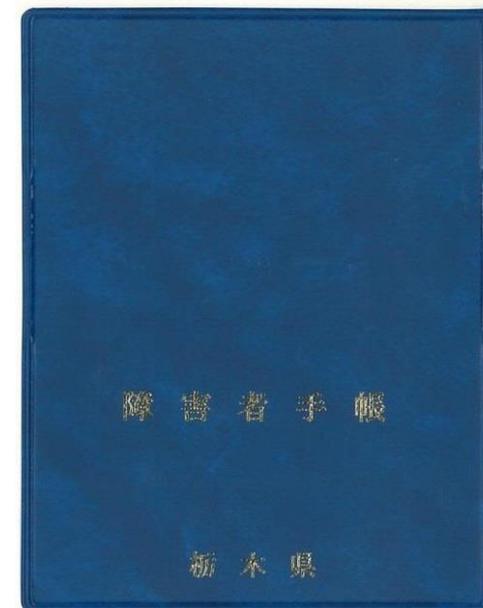


Ⅱ 障がいの種類

3 精神障がい

- ・統合失調症
(幻覚、妄想、まとまりのない思考や行動、意欲の欠如など)
- ・躁うつ病、うつ病
- ・てんかん
- ・アルコールや薬物依存
- ・その他の精神疾患
- ・発達障がい
(自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、
注意欠陥多動性障がい等)

●「精神障がい者保健福祉手帳」(1級～3級)



問合せ 宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課
福祉サービスグループ(市役所1階B-1番窓口)
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 ☎028-632-2361

Ⅲ 支援機関を活用しましょう

ハローワーク宇都宮(公共職業安定所)

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第二地方合同庁舎1階

☎028-638-0369

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が障がいの態様や適性、希望職種等に応じてきめ細かい職業相談、職業紹介、職場適応を実施しています。

また、障害のある方の雇用を検討している事業主の求人申込受付、各種助成金や職場実習制度など事業主ニーズに合わせた支援を実施しています。

宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター(ナカポツセンター)

宇都宮市平出工業団地43-100 ☎028-678-3256

障がい者やその家族、事業主からの相談に応じ、障がい者の就業面・生活面の一体的な支援を行います。

事業主からの雇用管理についての相談も受け付けており、企業訪問による支援も行います。

特別支援学校(市内)

県立盲学校、県立聾学校、富屋特別支援学校、宇都宮青葉高等学園、のぞわ特別支援学校わかくさ特別支援学校、岡本特別支援学校

福祉施設(就労系障がい福祉サービス事業所)

就労を希望する障がい者に対して、生産活動、職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

- ・就労移行支援、就労定着支援
- ・就労継続支援A型、就労継続支援B型

※「宇都宮市就労系障がい福祉サービス事業所ガイドブック」をご参照ください。
(WEBからダウンロードできます)

宇都宮市 保健福祉部

障がい福祉課 自立支援グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5

☎028-632-2229

(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター

栃木支部 高齢・障害者業務課

宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内

☎028-650-6226

障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付
助成金の受付
障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

栃木県障害者職業センター

宇都宮市睦町3-8 ☎028-637-3216

障害者職業カウンセラーを配置し、ハローワークやナカポツセンターとの密接な連携のもと、障がい者の就職や職場復帰を支援します。

また、障がい者雇用を目指す事業主に対し、ジョブコーチを派遣し、環境整備や定着の支援を行います。



Ⅲ 支援機関を活用しましょう

1 福祉施設(障害者総合支援法における就労系福祉サービス)

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
対象者	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者で、企業等への就労を希望する者	継続的な就労は可能だが、通常の事業所に雇用されるには支援が必要な者	通常の事業所に雇用されることが困難である者
事業概要	①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、 ②求職活動に関する支援、 ③その適性に応じた職場の開拓、 ④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。	就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
雇用契約	なし	あり	なし
利用期間	原則2年以内	定めなし	定めなし

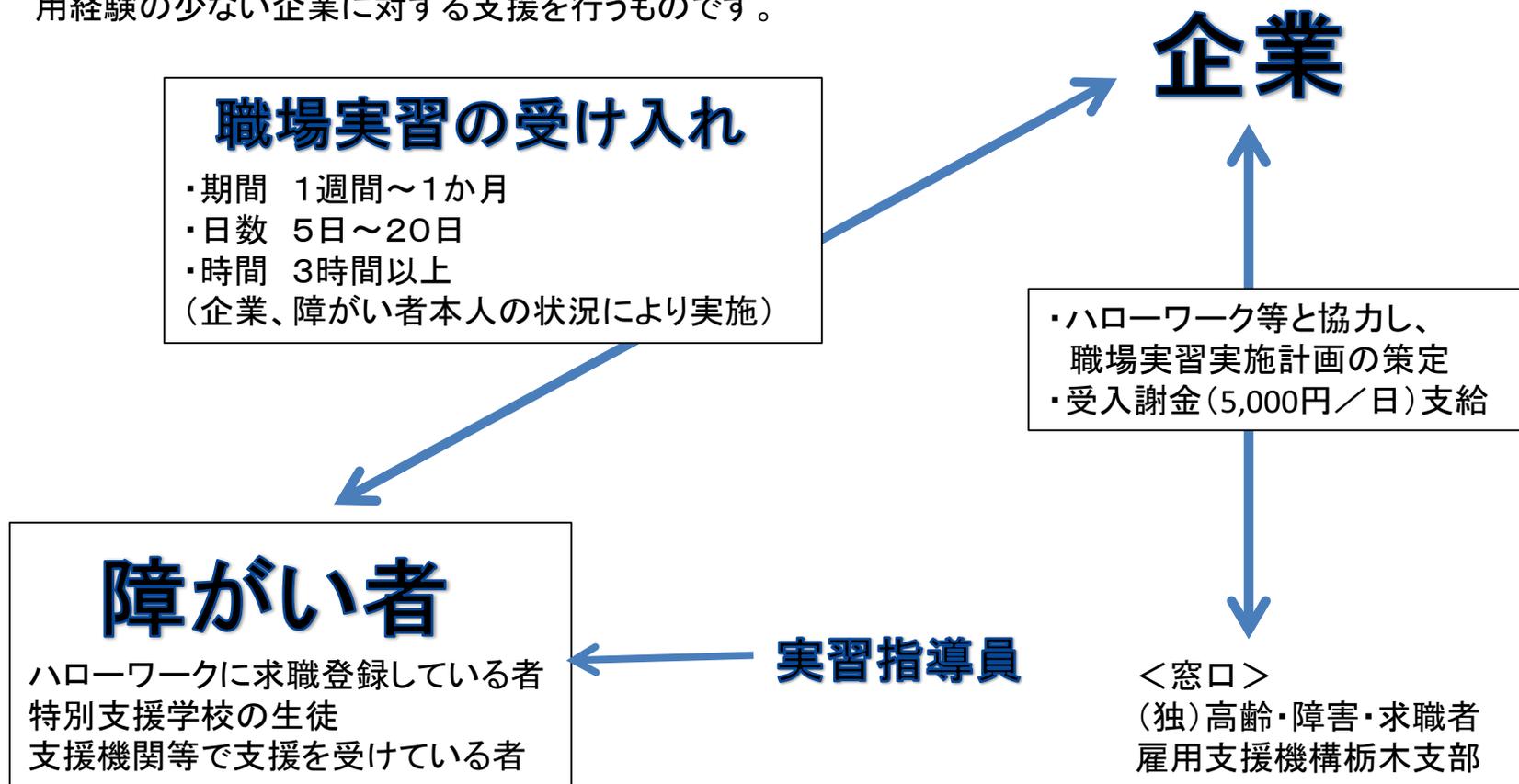
就労定着支援事業

対象者	就労移行支援、就労継続支援A・B、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労移行後6月を経過した者
事業概要	就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である一般就労から6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障がい者を雇用した事業所、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障がい者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。

Ⅲ 支援機関を活用しましょう

2 職場実習の実施

障がい者を雇用したことがない事業主や、初めて精神障がい者を雇用しようとする事業主が、ハローワーク等と協力し、職場実習を計画して実習生を受け入れた場合に、謝金等を支給することによって、障がい者の雇用経験の少ない企業に対する支援を行うものです。



Ⅲ 支援機関を活用しましょう

3 ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援

- ・障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。
- ・障がい者が新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。
- ・障がい者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても障がい者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

配置型	栃木県障害者職業センターに所属するジョブコーチが事業所に出向いて支援します。
訪問型	就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが事業所に出向いて支援します。
企業在籍型	自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障がい者の支援を行います。

※訪問型、企業在籍型を利用する場合は、障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)が活用できます。

■ 支援期間(配置型の場合) 1～8か月(標準2～3か月間)

① 集中支援期(週3～4日訪問)

職場適応上の課題を分析し、集中的に改善を図る。

② 移行支援期(週1～2日訪問)

支援ノウハウの伝授やキーパーソンの育成により、支援の主体を徐々に職場に移行

③ フォローアップ期(数週間～数か月に一度訪問)

**職場実習やトライアル雇用助成金と併用すると
効果があります！**

IV 障がい者雇用のプロセス

1 障がい者を雇用するための5つのステップ

初めて障がい者雇用に取り組む場合、ハローワークや栃木県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等の支援機関を活用して進めましょう。

ステップ1	<p>障がい者雇用の理解を深める</p> <ul style="list-style-type: none">・ハローワークなど支援機関への相談・特別支援学校や福祉施設、職場実習を行う企業の見学会へ参加する・社内研修の実施、障がい者に対する職場実習の実施・障害者雇用事例リファレンスサービスによる事例研究 http://www.ref.jeed.or.jp・障害者雇用ハンドブック・マニュアルによる情報収集 http://www.jeed.or.jp/disability/data/・助成金の情報収集
ステップ2	<p>配置部署や従事する職務を選定する</p> <ul style="list-style-type: none">・社内での検討・支援機関と相談しながら障がい者向けの職務を創出する
ステップ3	<p>受け入れ態勢を整え、労働条件を決める</p> <ul style="list-style-type: none">・施設などの改造・就労支援機器の無料貸し出しの活用 http://www.kiki.jeed.or.jp・指導担当者の選任・募集人数、採用時期、採用部署などの決定
ステップ4	<p>採用活動を行う(募集～採用)</p> <ul style="list-style-type: none">・ハローワークへの求人申し込み・障がい者合同就職面接会への参加・栃木県障害者職業センター、宇都宮圏域就業・生活支援センター、福祉施設、特別支援学校等との連携・ジョブコーチ支援の活用(栃木県障害者職業センター)、トライアル雇用奨励助成金の活用
ステップ5	<p>適切な雇用管理・職場定着</p> <ul style="list-style-type: none">・ジョブコーチ支援の活用(栃木県障害者職業センター)、生活指導(宇都宮圏域就業・生活支援センター)・就労定着支援事業(福祉施設)、特別支援学校などの連携による支援・特定求職者雇用開発助成金の活用

IV 障がい者雇用のプロセス

2 障害者雇用推進者(障害者雇用促進法第78条)

障がい者の雇用義務のある事業主(常時雇用する従業員数45.5人以上の事業主)は、次の業務を担当する「障害者雇用推進者」を選任する努力義務が課せられています。

- (1) 障がい者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るための環境整備
(必要な施設や設備の設置、整備など)
- (2) 毎年の雇用状況報告及び障がい者を解雇した際のハローワークへの届け出
- (3) 厚生労働大臣から雇入れ計画の作成命令並びに変更を勧告を受けた場合の対応
(雇用する障がい者の数が法定雇用障がい者数未満である場合)

3 障害者職業生活相談員(障害者雇用促進法第79条)

5人以上の障がいのある従業員が働いている事業所では、厚生労働省が定める資格を有する従業員のうちから「障害者職業生活相談員」を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。

○障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員として選任が予定される方等に、障がい者の職業生活全般にわたる相談・指導についての技術的事項を習得していただき、障害者の職業能力の開発と職場適応の向上を図るとともに、その特性に応じた雇用管理を期するため、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施しています。

問合せ (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構栃木県支部 高齡・障害者業務課
〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内
☎028-650-6226

IV 障がい者雇用のプロセス

4 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

職場の中で、精神障がい、発達障がいのある方々を温かく見守り、支援する応援者です。

精神障がい、発達障がいのある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場の同僚や上司がその人の障がい特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

栃木労働局では、一般企業の従業員の方を主な対象として、精神障がい、発達障がいに関して正しく理解していただき、職場における応援者となっていただくための講座を行っています。

内容	「精神疾患(発達障がいを含む)の種類」 「精神・発達障がいの特性」 「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等
メリット	精神・発達障がいについての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
講座時間	90分程度(講義75分、質疑応答15分程度)
受講対象	企業に雇用されている方を中心に、どなたでも受講可能 今現在、障がいのある方と一緒に働いているかどうかは問いません。

問合せ 栃木労働局職業安定部 職業対策課
〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎2階
☎028-610-3557

V 障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度

全ての事業主は、従業員の一定割合(=法定雇用率)以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。

民間企業 平成30年4月1日以降 2.2%
(従業員数45.5人以上雇用する事業所が対象)

例) 常時雇用している労働者が120人の企業の場合は、2人以上の障がい者雇用義務があります。

200人×2.2%(法定雇用率)=4.4人 ※4人(小数点以下切り捨て)

※なお、除外率設定業種もあります。例)建設業20% 200人×(1-20%)×2.2%=3.52人 ※3人

法定雇用率の対象となる障がい者(雇用義務の対象)

・身体障がい者=身体障害者手帳1～6級に該当する方

肢体不自由に限って7級があり、重複する場合は6級となる。

重度身体障がい者(1級～2級に該当する者及び、3級障がい者が重複して2級となる者)

・知的障がい者=知的障がい者判定機関(栃木県障害者総合相談所、児童相談所等)で知的障がい者と判断された方

療育手帳所持者 B1(中度)、B2(軽度)に該当する方

重度知的障がい者(A1(最重度)、A2(重度)に該当する方)

・精神障がい者=精神保健福祉手帳の交付を受けている方

■常時雇用する労働者とは

1週間の所定労働時間が20時間以上で、1年を超えて雇用される見込みがある、または1年を超えて雇用されている労働者をいいます。

■短時間労働者

常時雇用する労働者のうち、週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

※なお、パートやアルバイトの区別はありません。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	1	0.5
重度	2	1
知的障がい者	1	0.5
重度	2	1
精神障がい者	1	0.5

※ 精神障がい者である短時間労働者で、下記①②両方を満たす方については、1人をもって1人とみなす。

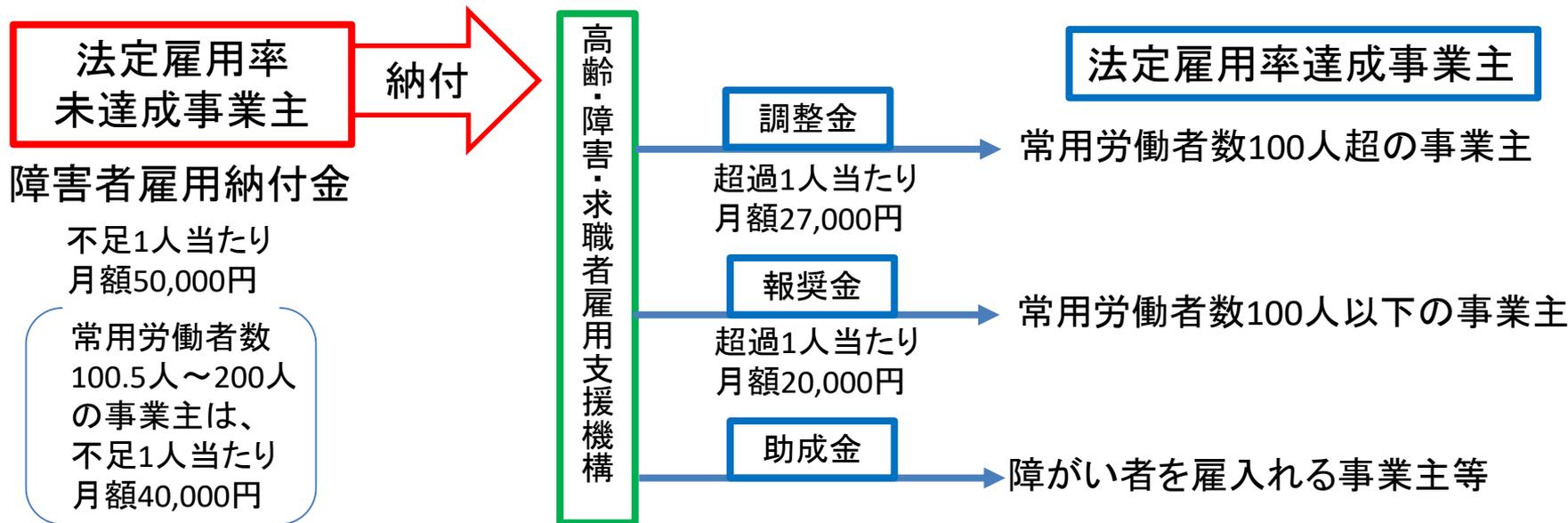
①新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

②令和5年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

V 障害者雇用率制度・障害者雇用納付金制度

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の履行を確保するため、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に対して、調整金、報奨金や各種の助成金を支給している。

- ・常用労働者100人超の事業主は、毎年度、納付金の申告が必要です。
- ・法定雇用率を下回る場合は、申告とともに、納付金の納付が必要です。
(納付金の徴収は、常用労働者100人超の事業主に限ります。)
- ・法定雇用率を上回る場合は、事業主の申請に基づき調整金が支給されます。



制度の対象となるか？
申告方法は？

問合せ (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構栃木県支部 高年齢・障害者業務課
〒320-0072 栃木県宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内
☎028-650-6226

VI 助成金について

■障害者雇用納付金制度に基づくもの 問合せ (独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課 ☎028-650-6226 宇都宮市若草1-4-23 ポリテクセンター栃木内		■雇用保険二事業に基づくもの 問合せ ハローワーク宇都宮 ☎028-638-0369 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	
障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する事業主	1 障害者作業施設設置等助成金	障がい者を雇い入れようとする事業主	1 特定求職者雇用開発助成金(特定就職者困難コース) 2 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
障がい者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する事業主	2 障害者福祉施設設置等助成金	障がい者を初めて雇用する中小企業の事業主	3 特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)
障がい者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する事業主	3 障害者介助等助成金	障がい者を試行的に雇用する事業主	4 トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース) (障害者短時間トライアルコース)
障がい者の通勤を容易にするための措置を実施する事業主	4 重度障害者等通勤対策助成金	障がい特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主	5 障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)
重度障がい者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する事業主	5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する事業主	6 障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)
—	—	障がい者を雇用するために施設を設置する中小企業の事業主	7 障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

1 障害者作業施設設置等助成金

障がい者を労働者として雇入れるか継続して雇用する事業主が、その障がい者が障がいを克服して作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の付帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障がい者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
第1種作業施設設置等助成金 ※作業施設等の設置 または整備	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※上記の障がい者である 在宅勤務者	2/3	■障がい者1人につき450万円 (作業施設・付帯施設・作業設備の合計) ※作業設備の場合 障がい者1人につき150万円 (中途障がい者の場合は1人につき450万円) ■短時間労働者 (重度身体障がい者、重度知的障がい者または 精神障がい者を除く)である場合の限度額は1人 につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円)	—
第2種作業施設設置等助成金 ※作業施設等の賃借			■障がい者1人につき13万円 ※作業設備の場合 障がい者1人につき5万円 (中途障がい者の場合は1人につき13万円) ■短時間労働者 (重度身体障がい者、重度知的障がい者または 精神障がい者を除く)である場合の限度額は1人 につき上記の半額	3年間

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

2 障害者福祉施設設置等助成金

障がい者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主の団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障がい者	助成率	限度額
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※上記の障がい者である在宅勤務者	1/3	■障がい者1人につき225万円 ■短時間労働者 (重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く) である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計 2,250万円)

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

3 障害者介助等助成金

障がい者を労働者として雇入れるか継続して雇用する事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、①および③の助成金は対象となる障がい者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象となりません。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障がい者、四肢機能障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障がい者 ・2級以上の両上肢機能障がい及び2級以上の両下肢機能障がいを重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいを重複する者	3/4	配置1人 月15万円 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	10年間
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障がい者、四肢機能障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障がい者の業務遂行のために必要な職場介護者の委嘱の継続	※上記の障がい者である在宅勤務者	2/3	配置1人 月13万円 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで 委嘱1人 1回千円 年22万円まで	5年間
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障がい者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の聴覚障がい者	3/4	委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障がい者9人までの場合)	10年間

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

3 障害者介助等助成金 ※続き

助成金名	対象となる障がい者	対象となる措置	支給額
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障がい者の合理的配慮に係わる相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※上記の障がい者である在宅勤務者	新たに障がい者相談窓口担当者を「増配置」	(1)専従の場合(2人まで) 1人につき月額8万円 ただし、障がい者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます)に3分の1を乗じて得た額が8万円を下回る場合は、その額を支給額とします。(最大6か月) (2)兼任の場合(5人まで) 1人につき月額1万円 ただし、障がい者相談窓口担当者の給与月額(通勤手当等を含む総支給額をいいます。)に10分の1を乗じて得た額が1万円を下回る場合は、その額を支給額とします。 (中小企業:最大12か月、その他:最大6か月)
		障がい者相談窓口担当者が研修を受講	(3)専門機関等に研修の受講費として支払った額に3分の2を乗じて得た額(円未満切り捨て)(最大20万円) (4)研修を受講した障がい者相談窓口担当者1人につき時間額700円(上限月10時間かつ10人まで) ただし、(1)または(2)の支給を受ける障がい者相談窓口担当者には支給しない。
		相談窓口業務等を専門機関に委託	委託経費として支払った額の3分の2(上限月額10万円かつ最大6か月)

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

4 重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または通勤が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障がい者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障がい者となった場合または障がいの重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間		
①住宅の賃借助成金 ○対象障がい者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者 ・3級の体幹機能障がい者 ・3級の視覚障がい者 ・3級または4級の下肢障がい者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者 ・5級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか2つ以上重複する者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 <p>※「②指導員の配置」・「④通勤用バスの購入」・「⑤通勤用バス運転従事者の委嘱」は、対象障がい者が5人以上であることが必要</p>	3/4	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間		
②指導員の配置助成金 ○対象障がい者用住宅への指導員の配置(事業主の団体を含む)			・配置1人 月15万円			
③住宅手当の支給助成金			障がい者1人 月6万円			
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障がい者のための通勤用バスの購入(事業主の団体を含む)					バス1台 700万円	—
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障がい者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱(事業主の団体を含む)					委嘱1人 1回6千円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障がい者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱					・委嘱1人 1回2千円 ・交通費 1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障がい者に使用させるための駐車場の賃借					障がい者1人 月5万円	10年間

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

4 重度障害者等通勤対策助成金 ※続き

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障がい者に使用させるための通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障がい者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい者 ・3級以上の体幹機能障がい者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障がいがある者 ・4級以上の下肢障がい者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者 ・5級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか2つ以上重複する者 	3/4	購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障がい者の場合は1台250万円)	—

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障がい者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
対象障がい者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者 ・知的障がい者 (重度でない知的障がい者である短時間労働者を除く) ・精神障がい者 	2/3	1認定 5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度)	—
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障がい者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障がい者数の割合が2/10以上であることが必要	—	—	5年間

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援センター栃木支部 高齢・障害者業務課へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

1 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

65歳未満の就職が特に困難な者を、ハローワーク等※の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険一般被保険者)として雇入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、認可を受けた有料・無料職業紹介事業者または無料船員紹介事業者

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

※()内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
身体障がい者 知的障がい者	120(50)万円	2年(1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
精神障がい者 重度障がい者 45歳以上の障がい者	240(100)万円	3年(1年6か月)	40万円×6期 (33万円×3期) ※但し第3期の支給額は34万円

【短時間労働者】 ※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
障がい者	80(30)万円	2年(1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

中小企業とは(中小企業基本法の定めによる)

製造・建設・その他の業種・・・資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下
卸売業・・・・・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
小売・飲食業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、25
ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

2 特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

65歳未満の障害者手帳を持たない発達障がいや難病のある方を、ハローワーク等※の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険一般被保険者)として新たに雇用し、対象労働者の雇用管理に関する事項を報告する事業主に対して、助成金を支給します。

※ハローワーク、地方運輸局、本コースの取り扱いを行うにあたって雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体・職業紹介事業者

発達障がいの場合:発達障害者支援法第2条に規定する発達障がい者

(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど)

難病の場合:障害者総合支援法が定める難治性疾患(平成31年度361疾患)

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期)」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給総額				
			第1期	第2期	第3期	第4期	
短時間労働者以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円	—	—
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円	—	—
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

中小企業とは(中小企業基本法の定めによる)

製造・建設・その他の業種・・・資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

卸売業・・・資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下

小売・飲食業・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下

サービス業・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、26ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

3 特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5～300人の中小企業)が障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成するものであり、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としています。

【対象となる方】

過去3年間に障がい者の雇用経験のない一定規模(常時雇用する労働者数45.5人～300人の中小企業)の事業主であって、ハローワーク、地方運輸局または民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する**法定雇用障がい者数※**以上の障がい者を雇入れた事業主

※常時雇用する労働者数 × 法定雇用率2.2% = 法定雇用障がい者数(小数点以下切り捨て)

助成額
120万円

中小企業とは(中小企業基本法の定めによる)

製造・建設・その他の業種・・・資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下
卸売業・・・・・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
小売・飲食業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

4 トライアル雇用奨励助成金(障害者トライアルコース)

ハローワークや認可された職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出し、これらの紹介によって、対象障がい者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

【対象労働者】次の(1)と(2)の両方に該当する者であること

- (1)継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者
- (2)障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者
 - ア 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者
 - イ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者
 - ウ 紹介日前において離職している期間が6カ月を超えている者
 - エ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

■対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3か月間)

対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■精神障がい者を初めて雇用する場合

月額最大8万円(試行開始から3か月間)+月額最大4万円(4か月目から6か月目まで)

精神障害者は最大12か月トライアル雇用期間を設けることができます。但し、助成金の支給対象期間は6か月間に限ります。

(障害者短時間トライアルコース)

精神障がい者や発達障がい者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10～20時間の勤務から開始し、職場への適応や体調に応じ、試行雇用期間中に週20時間以上を目指すもの。

■精神障がい者・発達障がい者1人当たり、月額最大4万円(最長12か月間)

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

5 障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)

都道府県労働局において「職場定着支援計画」の認定を受けた上で、雇用する障がい者に対して以下の措置を実施し、6か月以上職場に定着させた事業主に助成金を支給します。

対象となる措置・概要	対象労働者
1 柔軟な時間管理・休暇管理 通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行うこと	措置の開始日の時点で、次のいずれか(※)に該当する方 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者 難治性疾患のある方 高次脳機能障害のある方
2 短時間労働者の勤務時間延長 週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長すること	
3 正規・無期転換 有期契約労働者を正規雇用や無期雇用に、無期雇用労働者を正規雇用に転換すること	
4 職場支援員の配置 障がい者の業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置すること	
5 職場復帰支援 中途障がい等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い雇用を継続すること	職場復帰の日の時点で、次のいずれかに該当する方 身体障がい者、精神障がい者、難治性疾患のある方 高次脳機能障害のある方
6 中高年障がい者の雇用継続支援 満45歳以上かつ勤続10年以上の障がい者に対して、雇用継続のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること	措置の開始日の時点で、※に該当し、満45歳以上かつ勤続10年以上の方
7 社内理解の促進 雇用する労働者に対して、障がい者の支援に関する知識を修得させる講習を受講させること	事業所に雇用される労働者

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、29
ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

5 障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース) ※続き

■助成額(※一例です)

※()内は中小企業以外の事業主

措置		支給額	各支給対象期の支給額
1 柔軟な時間管理・休暇取得		8(6)万円	4(3)万円 × 2期
2 短時間労働者の勤務時間延長 (20時間未満→30時間以上の場 合)	重度身体障がい、重度知的障 がい、精神障がいの場合	40(30)万円	20(15)万円 × 2期
	上記以外の場合	54(40)万円	27(20)万円 × 2期
3 正規・無期転換 (有期雇用→正規雇用の場合)	重度身体障がい、重度知的障 がい、精神障がいの場合	120(90)万円	60(45)万円 × 2期
	上記以外の場合	90(67.5)万円	45(33.5)万円 × 2期
4 職場支援員の配置(雇用で職場支援員を配置する場合)		4(3)万円/月	24(18)万円 × 4期
5 職場復帰支援		6(4.5)万円/月	36(27)万円 × 2期
6 中高年障害者の雇用継続支援		70(50)万円	35(25)万円 × 2期
7 社内理解の促進(講習に計20万円以上を要した場合)		12(9)万円	—

中小企業とは(中小企業基本法の定めによる)

製造・建設・その他の業種・・・資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

卸売業・・・・・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下

小売・飲食業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下

サービス業・・・・・・・・・・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、30
ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

6 障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)

職場適応、定着に特に課題を抱える障がい者に対して、**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター**が作成又は承認する支援計画に基づき、次の(1)または(2)の支援を提供する事業主への助成金です。

(1) 訪問型職場適応援助者による支援

障がい者の就労支援に係る一定の実績があり、他の企業に雇用されている障がい者に対して、支援計画に基づき、訪問型**職場適応援助者(ジョブコーチ)**による支援を提供する**事業主(※ジョブコーチ支援を提供する社会福祉法人等が助成対象)**

■助成額 支援実施1日あたり16,000円(1日の支援時間が4時間未満(※)の場合、8,000円) (※)精神障害者の支援の場合は3時間未満

(2) 企業在籍型職場適応援助者による支援

① 自社において企業在籍型**職場適応援助者(ジョブコーチ)**を雇用し、同じく自社において雇用する障がい者に対して、支援計画に基づき、企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する事業主

対象労働者		支給額(1人あたり月額) ※()内は中小企業以外の事業主
障がいの種別	雇用形態	
精神障がい者	短時間労働者以外の者	12万円(9万円)
	短時間労働者(※1週間の所定労働時間が他の労働者と比べ短く、かつ30時間未満である者)	6万円(5万円)
精神障がい者以外	短時間労働者以外の者	8万円(6万円)
	短時間労働者	4万円(3万円)

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の終了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

中小企業とは(中小企業基本法の定めによる)

製造・建設・その他の業種・・・資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

卸売業・・・資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下

小売・飲食業・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下

サービス業・・・資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、31
ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VI 助成金について(雇用保険二事業に基づくもの)

7 障害者雇用安定助成金(中小企業多数雇用施設設置等コース)

労働者数300人以下の事業主が、障がい者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障がい者を10人以上雇用するとともに、障がい者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成を行うものであり、中小企業における障がい者の一層の雇入れ促進を図ることを目的としています。

【対象事業主】

- 1 受給資格が認定された日(以下「受給資格認定日」という)の翌日から6カ月以内に、事業計画に基づいて、以下の対象労働者を10人以上雇い入れること
 - ①重度身体障害者
 - ②知的障害者(療育手帳の交付を受けている障害者、または児童相談所等による判定を受けている障害者に限る。ただし、重度でない知的障害者の短時間労働者は除く)
 - ③精神障害者(精神保健福祉手帳の交付を受けている障害者に限る)
- 2 対象労働者を雇い入れる事業所の事業に使用する施設や設備の設置などを行うこと
※ 設置・整備に要する費用が、1契約当たり20万円以上で、合計額が3,000万円以上となる必要があります。
- 3 支給申請時点で、この事業所に雇用される常用労働者に占める対象労働者の割合が、2/10以上であること

■ 支給額

※下段()内の支給額を選択することも可能。下段は第1期の支給額が多いが合計額は少ない。

設置・整備に 要した費用	対象労働者数					
	10~14人			15人以上		
	第1期	第2期・第3期	合計額	第1期	第2期・第3期	合計額
3,000万円以上 4,500万円未満	1,000万円 (1,400万円)	500万円 (180万円)	2,000万円 (1,800万円)	1,000万円 (1,400万円)	500万円 (180万円)	2,000万円 (1,800万円)
4,500万円以上	1,000万円 (1,400万円)	500万円 (180万円)	2,000万円 (1,800万円)	1,500万円 (2,160万円)	750万円 (270万円)	3,000万円 (2,700万円)

※記載の内容は助成金の内容の一部のみです。申請の条件が他にもございますので、申請の際は、必ず制度のパンフレットを確認し、32
ハローワーク宇都宮へ連絡の上、ご申請ください。

VII 税制優遇制度

1 機械等の割増償却制度(法人税・所得税)

事業主が減価償却を行う際、その事業年度または前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作、建設した機械や設備などについて、普通償却限度額に加えて、機械は24%、工場用建物は32%の割増償却をすることができます。

(1) 対象となる資産

- ①障がい者が労働に従事する事務所に設置されている機械および装置
- ②障がい者が労働に従事する工場用建物およびその付属設備

(2) 対象となる事業主は、次のいずれかの要件を満たす者

①労働者の総数に占める障がい者の割合が50%以上※1

②雇用している障がい者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障がい者の割合が25%以上※1

③法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障がい者数が20人以上※2であり、かつ雇用障がい者に占める重度障がい者※3の割合が55%以上※2

※1 短時間労働者を除く重度障がい者は1人を2人としてカウント(ダブルカウント)。重度以外の障がい者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※3 重度身体・重度知的・精神障がい者

VII 税制優遇制度

2 事業所税の軽減措置

(1) 資産割

障がい者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業にかかる事業所税について、課税標準となるべき事業所床面積の1/2に相当する部分を控除できます。

①資産割の対象となる事業所の要件

対象となる障がい者数が10人以上※1であり、かつ労働者の総数に占める障がい者の割合が50%以上※2

※1 重度以外の障がい者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※2 短時間労働者を除く重度障がい者は1人を2人として、重度以外の障がい者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

②資産割の対象となる助成金

障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

(2) 従業員割

事業所税の課税標準となるべき従業員給与の総額の算定について、障がい者に支払う給与総額を控除できます。

3 不動産取得税の軽減措置

障がい者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給を受けて事業用施設を取得し、引き続き3年以上、事業用に使用した場合には、その施設の取得に伴う不動産取得税について、取得価格の1/10相当額に税率を乗じた額が減額されます。

①対象となる事業所の要件

雇用している障がい者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障がい者の割合が50%以上

※短時間労働者を除く重度障がい者は1人を2人として、重度以外の障がい者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

②対象となる助成金

障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

VII 税制優遇制度

4 固定資産税の軽減措置

障がい者を多数雇用する事業所が助成金の支給を受けて事業用施設を設置した場合には、その施設についての固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から、取得価格の1/6に障がい者雇用割合を乗じた金額が減額されます。

①対象となる事業所の要件

雇用している障がい者数が20人以上であり、かつ労働者の総数に占める障がい者の割合が50%以上

※短時間労働者を除く重度障がい者は1人を2人として、重度以外の障がい者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

②対象となる助成金

障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

5 助成金の非課税措置(法人税・所得税)

国や地方公共団体の補助金、給付金、障がい者雇用納付金制度に基づく助成金(※)の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分については、圧縮記帳により損金算入(法人税)、または総収入金額に不算入(所得税)とすることができます。

※以下の4つの助成金が対象です。

障害者作業施設設置等助成金

障害者福祉施設設置等助成金

重度障害者等通勤対策助成金

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金